

集金時におけるお客様への受取書等の交付について

平成30年4月～

必ず行います

- ▶ 当JA職員が、訪問先または店舗窓口において、お客様から現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりする際は、当JA所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」をお渡します。
- ▶ 定期積金の掛金をお預かりする際には、当JA所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」をお渡し、定期積金証書の裏面の掛込領収欄に、お取引日の領収日・領収印を押印します。
- ▶ 例外なく、定期的な担当者の変更を実施します。

決して行いません

- ▶ 当JA職員が当JA所定の「受取書」または「定期積金掛込専用受取書」を以外の名刺やメモ等を受取書の代わりとして現金、通帳・証書、払戻請求書等の重要物をお預かりすることはありません。
- ▶ お客様のご印鑑をお預かりすること、キャッシュカードの暗証番号をお聞きすることはありません。
- ▶ お借入れの担保品となる場合を除き、通帳・証書等の重要物を長期に渡りお預かりすることはできません。

お客様へのお願い

- ▶ 「受取書」「定期積金掛込専用受取書」の記載内容・お取引日に誤りがないか十分ご確認ください。
- ▶ 当JA所定の「受取書」は、お客様へ現金お届けや重要書類等をお返す際、引き換えに回収しますので、それまで大切に保管してください。
- ▶ 通帳・証書等をお受け取りの際は、内容に誤りがないかご確認ください。通帳は、少なくとも月に1回はご記帳いただくことをお勧めいたします。ご記帳は最寄りのJAのATM、窓口をご利用ください。
- ▶ 当JA職員が、万一、受取書をお渡ししない等、お客様との対応について、ご不明・ご不審な点がございましたら、担当者にお問い合わせせず、直接お取引JAの相談窓口までご連絡ください。